

## ミーティングカルチャールームご利用案内

### 1 利用登録

#### (1) 届出期間

休館日及び祝祭日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後9時まで県民会館1階の窓口で受け付けています。

#### (2) 届出方法

所定の用紙（様式第1号）に必要事項をご記入いただき、次に掲げる資料を添えて届出してください。ただし、宮城県のホームページ「みやぎ文化情報」に掲載されている芸術文化団体は、資料の添付を省略することができます。

- ① 団体規約又はこれに類する書類
- ② 公演・展覧会のチラシ又は出版物等、団体の活動実績を証明する資料

#### (3) 登録証の発行

書類審査で利用対象団体と認定された場合、利用団体登録証を発行いたします。

なお、審査に時間を要する場合がありますので、利用団体登録証の発行は届出日の翌日以降に窓口での交付又は郵送とさせていただきます。

#### (4) 利用登録の取消

次の場合は、利用登録を取り消しする場合があります。

- ① 利用団体届に偽りの記載があったとき。
- ② 利用にあたって、管理上必要な係員の案内・指示に従わなかったとき。
- ③ その他、県民会館条例、規則及び要綱に反すると認められたとき。

### 2 利用予約

#### (1) 予約期間

利用日の1ヶ月前から利用当日までの月曜日から金曜日まで（休館日を除く）の午前9時から午後7時までです。

#### (2) 利用時間・期間

利用時間／午前9時から午後9時までです。

利用時間には会場の準備、後始末に要する時間も含まれます。

利用期間／多くの団体にご利用いただけるよう、1回1ブース、連続で6日間以内、1ヶ月の期間内で10日以内のご利用にご協力ください。

#### (3) 休館日

毎月第2水曜日（変更になることもあります。）及び12月28日から1月4日までです。このほか、設備点検等のため臨時休館することがあります。

#### (4) 申込方法

- ① 電話で空き状況を確認のうえ予約してください。
- ② 予約にあたっては、団体名、登録番号、使用責任者氏名及び連絡先電話番号をお知らせください。
- ③ 利用は少人数で行う打合せ等に限りです。大人数での利用の場合は会議室をご利用願います。

#### (5) 利用料金

利用料金（冷暖房料金を含む。）は無料です。

(6) 利用制限

次の場合は、退去等以後の利用を制限する場合があります。

- ① 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をした者又はそのおそれのある者。
- ② 施設、設備等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はそのおそれのある者。
- ③ その他、施設、設備の管理上支障があると認められる者。

(7) 利用の取りやめ・変更

利用を取りやめたり、利用予約内容を変更しようとする場合は、直ちに連絡をください。

3 利用に当たって

(1) 利用団体登録証の提示

利用する際は、利用団体登録証を守衛室に提示のうえ、入室許可票と利用予約兼実績書の交付を受けて、施設を利用してください。

(2) 利用時間の厳守

許可された時間には「準備」から「後始末」までの時間を含みますので、時間を厳守してください。

(3) 原状回復

施設・設備・備品等を損傷又は汚損したときは、速やかに事務室に申し出願います。被害の状況により、実費相当分を弁償していただくことがございます。

また、持ち込んだ備品・器具等は、終了後速やかに撤去してください。

(4) 迷惑行為の防止

ルームは、複数の団体が利用しますので、お互いの迷惑にならないよう、譲り合い、協力し合って、ご利用ください。

また、ルーム内は禁酒・禁煙です。遵守願います。

(5) 退館時の手続

利用終了後は、利用したブース廻りを清掃するとともに、利用予約兼実績書に利用実績を記入し、入室許可票とともに守衛室に提出してください。

(6) 利用者の遵守事項

会館施設の利用者及び入場者は、次のことを厳守してください。

- ① 利用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- ② 許可なく現状を変更しないこと。
- ③ 利用目的以外に利用しないこと。
- ④ 利用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- ⑤ 利用許可を受けた設備器具以外は利用しないこと。
- ⑥ 許可なく、会館内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症指定医療機関への入院を要する類型の感染症にかかっている状態、酩酊している状態、身体若しくは衣服が著しく汚れている状態または動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）を伴っている状態（以下「要注意状態」という。）で使用しないこと。
- ⑧ 要注意状態にある者を入場させないこと。
- ⑨ 施設内の秩序及び風俗を乱すおそれがあると認められる行為を行わないこと。又はこのような行為を行うおそれがある者を入場させないこと。
- ⑩ 火災、盗難の発生防止等に留意すること。
- ⑪ 利用に際して発生したゴミは各自持ち帰ること。
- ⑫ その他、管理上必要な案内・指示に反するような行為をしないこと。